

	<p>中部横断自動車道の供用に伴う屋外広告物規制地域の一部変更について</p>
<p>経 緯</p>	<p>○中部横断自動車道は、静岡県静岡市を起点に、山梨県甲斐市を經由して長野県小諸市に至る高速自動車道である。この整備により、太平洋などの臨海地域と山梨県との交流が促進し、産業や観光などの活性化に寄与するとともに、多くの交通量が見込まれる。</p> <p>○県内では、次のとおり順次供用開始されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年3月 白根IC～双葉JCT間 ・平成16年3月 南アルプスIC～白根IC間 ・平成18年12月 増穂IC～南アルプスIC間 ・平成29年3月 六郷IC～増穂IC間 <p>○上記区間の供用開始に伴い、自動車の安全な通行の確保と沿道景観の保全のため、道路用地の両側500mの範囲について、第二種禁止地域に指定してきた。</p> <p>○平成30年度中に、新清水JCTから南部IC間及び下部温泉早川ICから六郷IC間が供用開始の予定であるため、この区間についても同様の規制が必要である。</p>
<p>内 容</p>	<p>○自動車の安全な通行の確保と、沿道の景観保全を目指すための主な方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで供用開始にともなう指定と同様に第二種禁止地域に指定する <li style="padding-left: 20px;">第二種禁止地域：自然の保護や、静穏な環境が優先される地域 <li style="padding-left: 40px;">第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、都市公園など 〔 第一種禁止地域：自然の保全・保護や、静穏な環境が特に優先される地域 〕 <li style="padding-left: 40px;">景観地区、風致地区、風致保安林、自然公園の特別地域など <p>○経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の広告物で、適法なものは、従前の基準によるものとする。(3年の猶予期間) <p>○今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・告 示 平成30年4月上旬 ・周知期間 平成30年4月～9月 ・施 行 平成30年10月(道路供用前) ※供用が早まった場合、前倒しで施行する



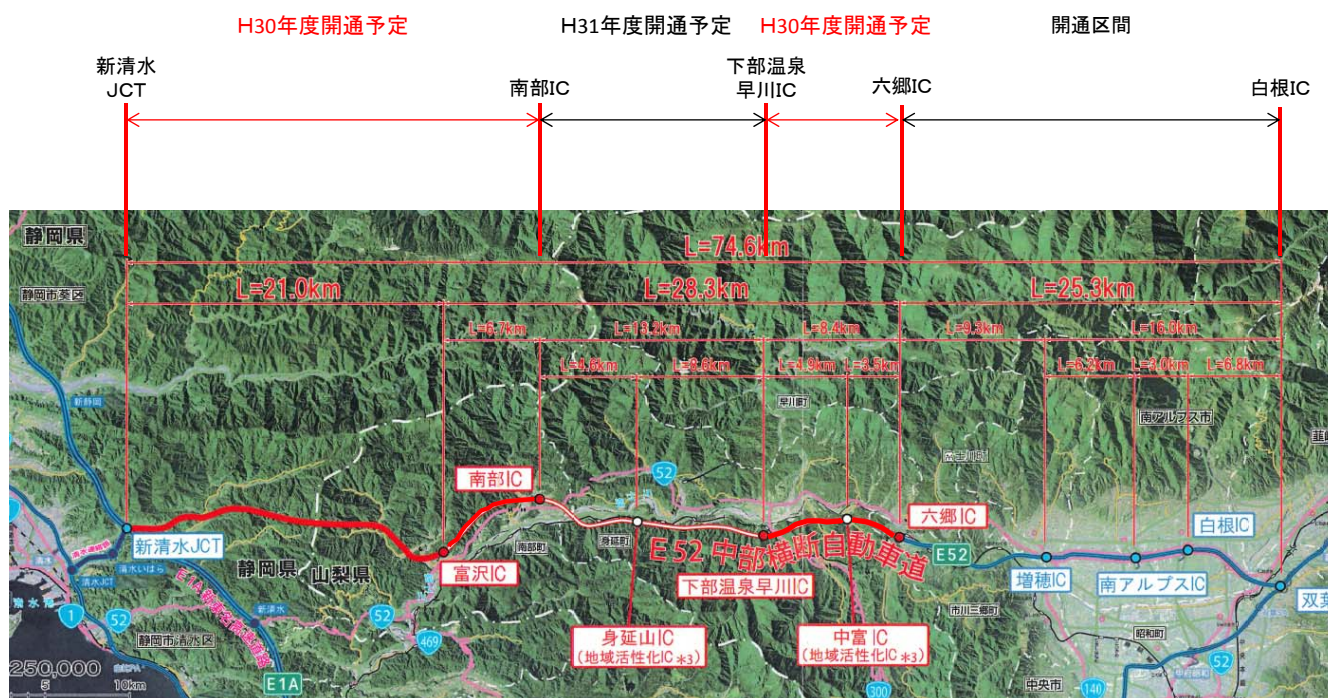
富士川が流れ、両岸に山並みが迫る、河川流路方向の大観(身延町)

中部横断自動車道の供用に伴う 屋外広告物規制地域の一部変更について

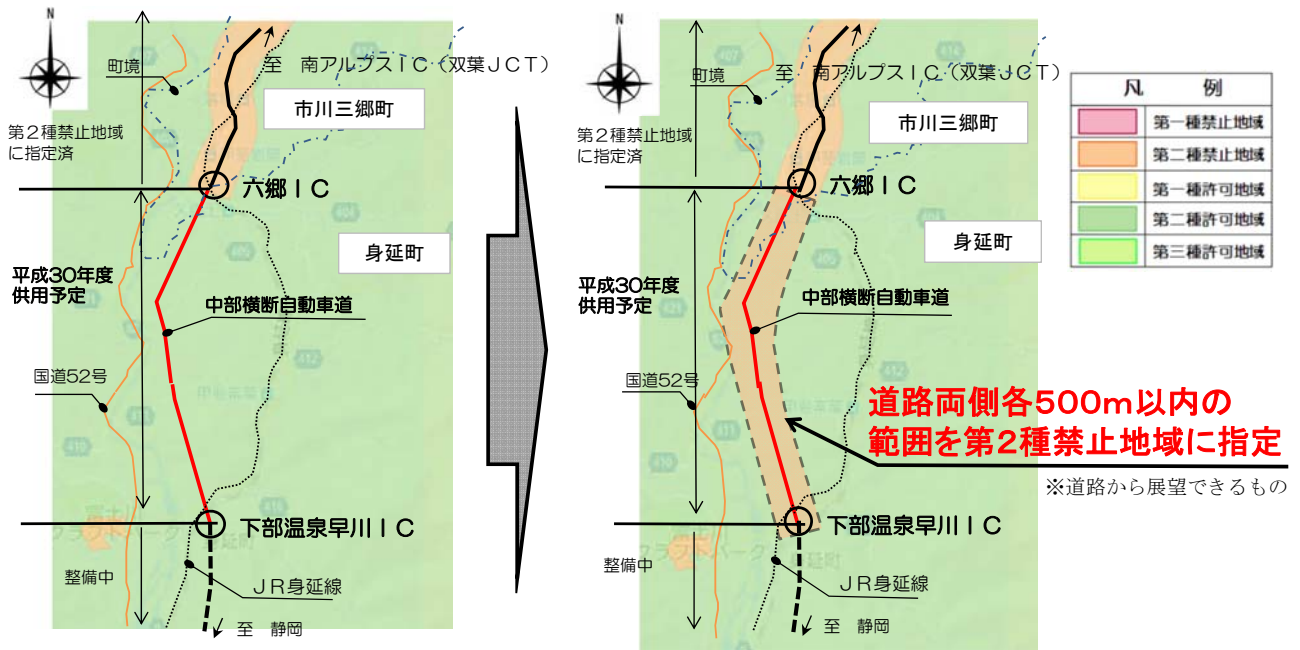
平成30年2月22日

1

中部横断自動車道の概要

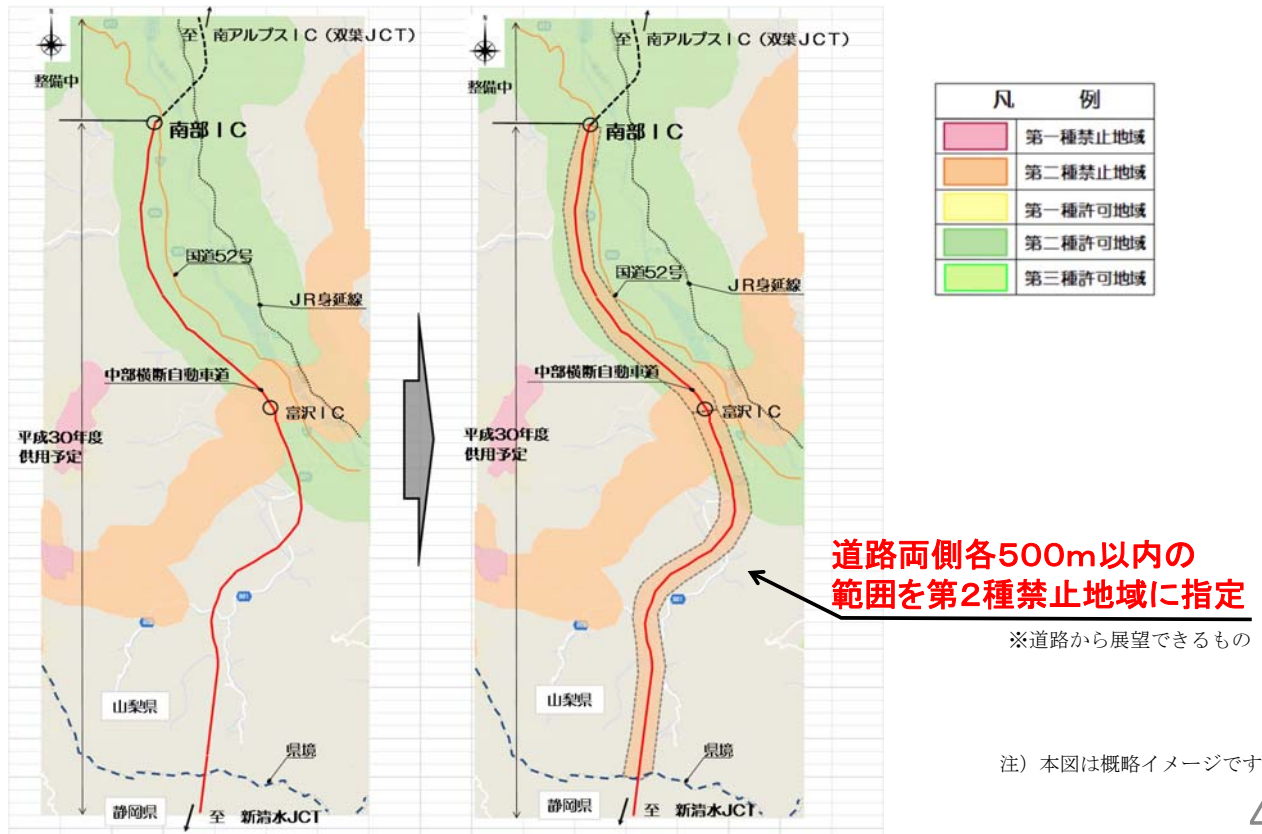


中部横断自動車道の屋外広告物規制地域 下部温泉早川IC～六郷IC間



注) 本図は概略イメージです。

中部横断自動車道の屋外広告物規制地域 新清水JCT～南部IC間



注) 本図は概略イメージです。

経過措置について

許可を取得しているなど現在適法な場合



表示している内容（色等含む）を変えない限り、
禁止地域になった日から3年間は存置可能

※堅牢なものは6年間は存置可能

現在の条例の規準には合致していても、
許可が必要な規模で、
許可を取得していないものは、**適法ではない。**

5

◆経緯

○山梨県景観審議会 2月22日
※意見や基準案等を諮り、最終的に基準等を決定

◆今後のスケジュール（予定）

○決定した基準等の告示 4月上旬

○周知期間（6箇月程度） 4月～9月
※県のホームページ等で周知

○施行 H30年10月（道路供用前）

6

現況写真（六郷 I C付近）



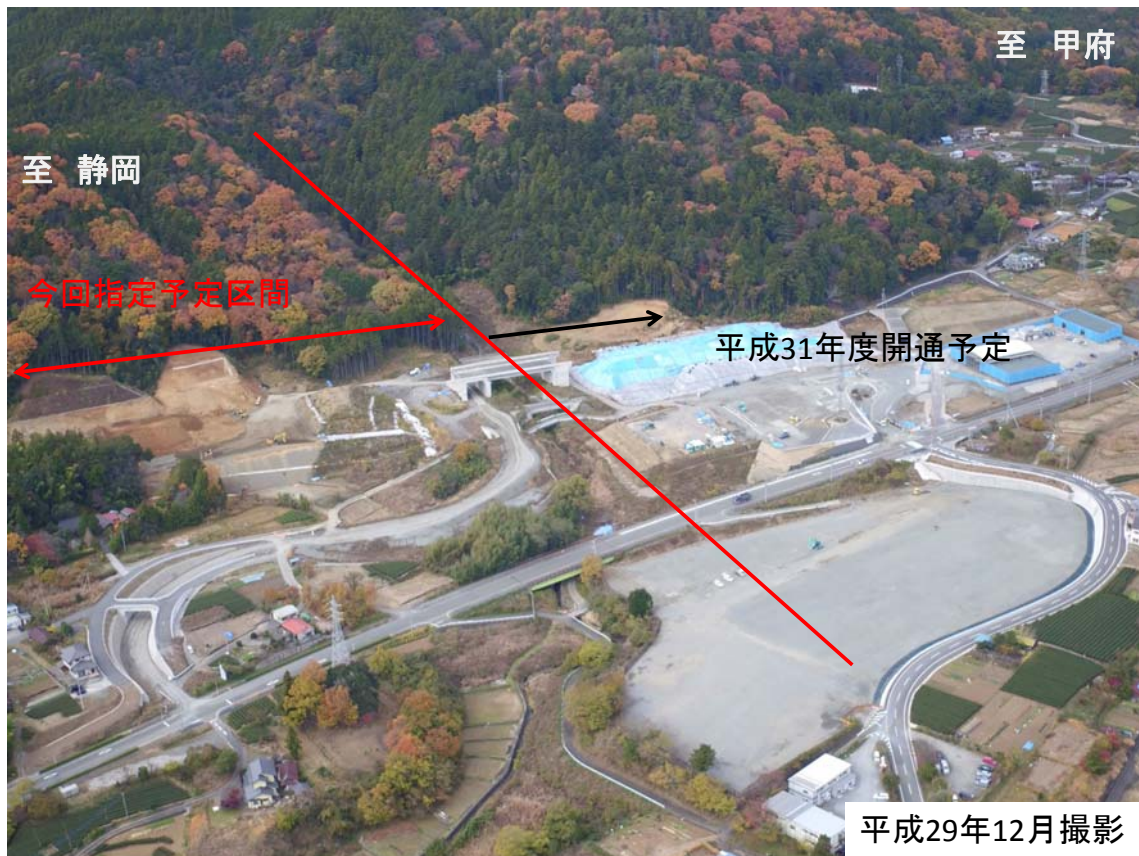
7

現況写真（下部温泉早川 I C付近）



8

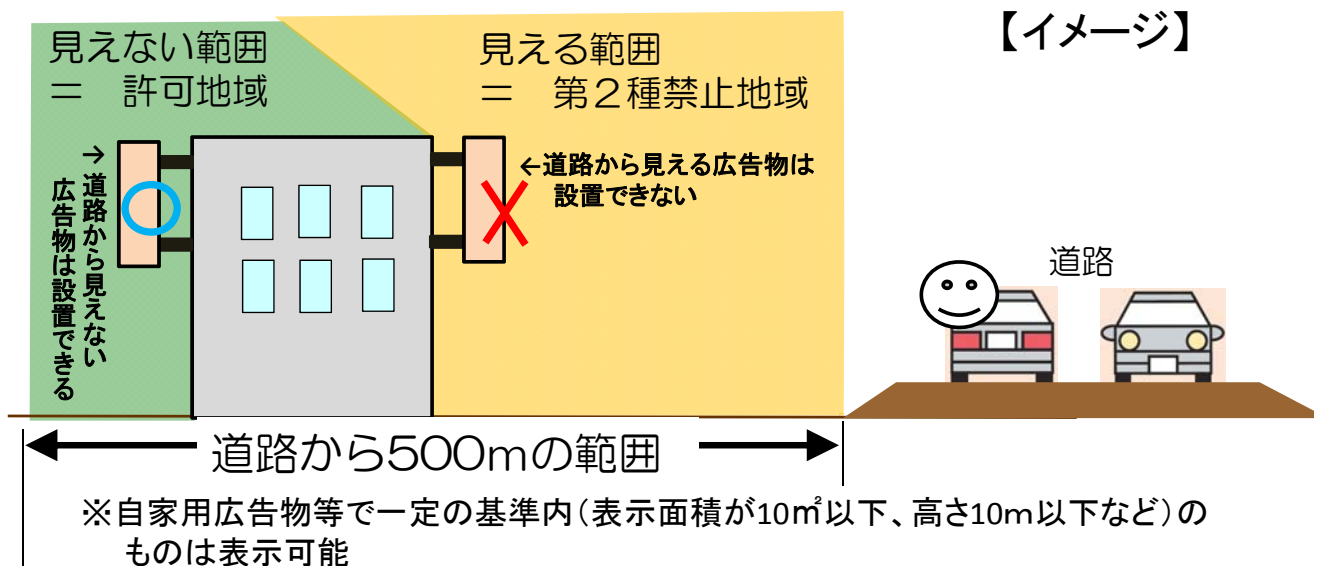
現況写真（南部 I C付近）



9

道路から展望できる範囲が禁止地域とは？

「道路から展望できる範囲が、
第2種禁止地域」



10

○今回の指定に関わる山梨県屋外広告物条例等における位置付け

【山梨県屋外広告物条例 一部抜粋】

(禁止地域)

第六条 次に掲げる地域又は場所(以下「禁止地域」という。)においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

一～十一 略

十二 道路、鉄道、軌道及び索道の用地(以下「道路等の用地」という。)並びに道路等の用地の両側千メートル以内の地域のうち、道路等の用地から展望できる範囲の地域で、知事が指定するもの

十三～十四 略

2 禁止地域は、地域の特性、美観風致の維持の必要性等に応じ、規則で定めるところにより、第一種禁止地域又は第二種禁止地域に区分するものとする。

【山梨県屋外広告物条例施行規則 一部抜粋】

(禁止地域の区分)

第四条 条例第六条第二項の規則で定める禁止地域の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる地域又は場所とする。

一 第一種禁止地域 次に掲げる地域又は場所

イ～ル 略

二 第二種禁止地域 次に掲げる地域又は場所(前号に掲げる地域又は場所を除く。)

イ～ホ 略

ハ 条例第六条第一項第十二号に掲げる地域

ト 略

【山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定告示 一部抜粋】

一 禁止地域

(一) 条例第六条第一項第二号の規定により指定する地域は、同号の建造物のある敷地とする。

(二) 条例第六条第一項第八号の規定により指定する地域は、同号の建造物のある敷地とする。

(三) 条例第六条第一項第十二号の規定により指定する地域は、次のとおりとする。

1～11 略

12 高速自動車国道中部横断自動車道のうち西八代郡市川三郷町宮原字御領戸四十分一から甲斐市竜地字着物沢四八式参番までの区間の用地及びその用地の両側五百メートル以内の地域

13～18 略